（労働基準法施行規則の一部改正）

第二条　労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三十四条の二　（略）	**第三十四条の二**　（略）
②～⑫　（略）	②～⑫　（略）
⑬　法第四十一条の二第一項第五号二の厚生労働省令で定める項目は、次に掲げるものとする。 一　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第四十四条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第八号から第十二号までに掲げる項目（同項第三号に掲げる項目にあつては、視力及び聴力の検査を除く。） 二　（略）	⑬　法第四十一条の二第一項第五号二の厚生労働省令で定める項目は、次に掲げるものとする。 一　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第四十四条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第八号から第十一号までに掲げる項目（同項第三号に掲げる項目にあつては、視力及び聴力の検査を除く。） 二　（略）
⑭・⑮　（略）	⑭・⑮　（略）

（有機溶剤中毒予防規則の一部改正）

第三条　有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表（第二十九条関係）		**別表**（第二十九条関係）	
有機溶剤等	項目	有機溶剤等	項目
（略）	（略）	（略）	（略）
㈡　一　オルトージクロルベンゼン 二　クレゾール 三　クロルベンゼン 四　一・二―ジクロルエチレン（別名二塩化アセチレン） 五　前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有する物	アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（ＡＳＴ）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ＡＬＴ）及びガンマグルタミルトランスフェラーゼ（γ―ＧＴ）の検査（以下「肝機能検査」という。）	㈡　一　オルトージクロルベンゼン 二　クレゾール 三　クロルベンゼン 四　一・二―ジクロルエチレン（別名二塩化アセチレン） 五　前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有する物	血清グルタミックオキサロアセチックトランスアミナーゼ（ＧＯＴ）、血清グルタミックピルビックトランスアミナーゼ（ＧＰＴ）及び血清ガンマ―グルタミルトランスペプチダーゼ（γ―ＧＴＰ）の検査（以下「肝機能検査」という。）
（略）	（略）	（略）	（略）

様式第三号中「ＧＯＴ」を「ＡＳＴ」に、「ＧＰＴ」を「ＡＬＴ」に、「γ―ＧＴＰ」を「γ―ＧＴ」に、「ＩＵ／Ｌ」を「Ｕ／Ｌ」に改める。

（特定化学物質障害予防規則の一部改正）

第四条　特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三及び別表第四中「血清グルタミックオキサロアセチックトランスアミナーゼ（ＧＯＴ）」を「アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（ＡＳＴ）」に、「血清グルタミックピルビックトランスアミナーゼ（ＧＰＴ）」を「アラニンアミノトランスフェラーゼ（ＡＬＴ）」に、「血清ガンマ―グルタミルトランスペプチダーゼ（γ―ＧＴＰ）」及び「ガンマグルタミルトランスフェラーゼ（γ―ＧＴ）」を「ガンマグルタミルトランスフェラーゼ（γ―ＧＴ）」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和九年四月一日から施行する。